

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〇〇―一〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

一人ひとりが学習会つくろうよ

滝野 忠：2

謹 賀 新 年

山下 俊幸：3

「労働・社会科学学習会」の開催、『通信』での発信を続けます

日本労働運動の大転換

：4

―連合 19春闘構想について―(一)

ベーシックインカムは新特效薬か？

原野人：8

―反自民、反独占の勢力を結集するために―

変形労働時間制の導入を阻止

伊藤 光隆：10

―変形労働時間制は長時間労働を助長する―

消費がふえない本当のわけ

伊勢 太郎：10

―要求し、闘わなければ賃金は上がらない―

読者からのおたより

……………11

刊 旬 社 会 通 信

NO.1280

二〇一九年一月一五日号

二〇一九年一月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

一人ひとりが学習会つくろうよ

唯物史観は、新しい価値を生む労働者階級が社会の改革、革命の中心的な力であることを教えます。

ぼくは今、月5回の学習会を楽しんでいます。テキストは『資本論入門』（向坂逸郎 岩波新書）、『経済学入門』（小島恒久 労大新書）、『現代の「資本論」』（小林晃 時潮社）、時事問題―たとえば「働き方」、「労働力の輸入」、「生産性向上」をテーマにすることもたびたびです。

2018年は『共産党宣言』発刊170年の年でした。現代の世界を大局的につかむには『宣言』がいちばん、『宣言』の学習会をしようよと「通信」でも呼びかけ、アチコチ声をかけました。しかし実現できませんでした。ようやく『宣言』の勉強会を始められそうです。年始めに『宣言』を読み初めされた仲間はずっと『宣言』の勉強会です。「ぼくはこう『宣言』を読んでいる」などの投稿をいただける嬉しいですね。

この他にも心待ちにする学習会があります。『まなぶ』の仲間たちが地域の労働組合に足を運びつづけ、30有余年続いている20代から30代はじめの労働者を中心とした講座方式の勉強会です。参加者は教育労働者、自治体労働者が中心で、少ない時でも30人、多い時には100人ちかくにもなります。10月から6回にわたりおこなわれた学習会への参加よびかけ文から一部を紹介します。

「自治体職場や教育現場では、事務量の増加に追いつかない人手不足などにより、労働者に負担がのしかかってきています。過労死ラインを超過している教員の勤務実態が問題視され、改善に向けてやっとな小さな一歩がふみ出されようとしています。

講座では、他の労働組合との交流を大事にし、労働組合の大切さを知ること、参加者同士で意見交換ができて悩みなどを話し合える人間関係をつくることなどを重点にしてきました。若い組合員が本講座に参加して学ぶ中から、労働者としてのものの見方考え方をつかみとる講座にしていきたい。」

この学習会のもう1つの楽しみ、かつ勉強させられるのが、ほぼ全員が記入する学習会アンケートを要約したニュースです。『ニュースNo.6』（2018年11月29日）に、「時間外労働」について、こんな感想が寄せられておりました。

「A 私は7時ごろまで仕事をして時間外請求を出さない。」

B 時間外の届けを出すのは7時過ぎまで仕事をするようなときで、30分、60分では出さない。先輩たちが皆そうしている。

C 自分の職場では残業する日の午前くらいまでに残業計画を書かされ、翌朝に実際に残業した時間を書いて提出させられる。それが面倒で時間外申請をしなくなつた。官民間問わず、ここにあるのが当たり前の状況でしょう。しかし、ちよつと立ち止まって考えてみたいのです。若者正社員の1時間当たり平均賃金は1400〜1500円との調査があります。1人60分で1500円のタダ働き、100人ならば15万円、1万人では1500万円、日本の労働者総数は約6000万人ですから、なんと90億円も資本家階級にタダでくれてやっていますのです。

首切りマンのゴーン君は、己の取り分を1円単位まで主張したとメディアは伝えましたよね。大金持ちのケチぶりにたいし、貧しい労働者はなんと気前いいことでしょうか。マルクス・エンゲルスの考え方の根本は労働者が社会の新しい富をつくる、彼らはそれらの富を搾取し、剰余価値としてタダ取りするということです。(滝野 忠)

謹 賀 新 年

「労働・社会科学学習会」を開催し、『通信』での発信を続けます

新しい年を迎えました。旧年のご厚情に感謝申し上げます。

今年も宜しく願います。私はマルクス、向坂逸郎の理論を学び、社会主義者として成長できるように頑張りたいと決意しています。

今年から元全電通千葉県支部書記長の市原芳樹さんの呼びかけで「労働・社会科学学習会」を『社会通信』編集長・滝野忠氏にお手伝いいただき毎月1回のペースで小さな学習会を予定しています。

妻が病に伏して6年、心筋梗塞の悪化で心臓のバイパス手術を行いました。術後に大きな血栓が脳の内径動脈に飛び脳梗塞を発症し生死をかけた除去手術を行いました。その後遺症で右半身が不自由となり、週4回のデータービスに通い、入退院を繰り返し、老々介護を余儀なくされ日常家を空けられず仲間の皆さんにご迷惑をかけてきました。出かける時には子供や孫たちに手伝わってもらいながらの生活です。

先輩の皆さんに学び学習だけは毎日欠かさず、『社会通信』を通して私の意見を発信し続けます。どうぞ宜しく願います。
(2019年元日 山下 俊幸)

「労働・社会科学学習会」で学習しよう

戦後労働運動を牽引してきた総評は、独占資本と、その政治権力によって解散に追い込まれ、独占資本主導の連合へと変遷し、『官製春闘』に代表されるように、もはや日本労働運動は危機的状況となっています。

労働運動と密接な関係にある社会主義運動も日本社会党の解散によって、民主党、社民党、新社会党の三党に分裂し、民主党、社民党は社会主義を放棄し、資本主義体制の下での改良政党となり、新社会党は社会主義政党を名乗っています。

「労農派マルクス主義」の指導に生涯をささげた向坂逸郎、更には向坂逸郎らが指導し、戦後最強の労働組合を構築し「三池闘争」を闘い抜いた教訓「長期抵抗統一路線」さえも隅に追いやられ、学習・合理化・社会主義の路線は弱体化しています。

他方では、独占資本とその政治勢力である安倍政権は、労働法制の改悪を思いのまま強行し、労働者階級の窮乏化は一層深刻化し「格差社会」が公然となっています。

私たちはこのような事態を憂慮し、改めて、マルクス主義を学び、少しでも社会主義運動の前進、階級的労働運動の再構築、若い労働者の組織化に寄与したいと考え、『社会通信』滝野忠氏のご協力をいただき、表記の学習会開催に向けて準備をしています。より多くの仲間たちのご参加を呼びかけます。ご参加いただける方々で準備会(打ち合わせ)を開催します。

※学習会は、二月より第三土曜日の午後一時三〇分から二時間程度を予定しています。内容は、次頁のようなテーマにそって、滝野さんのお話(講義)を約一時間、その後、質問や討論、職場の問題などを話し合い、階級的労働運動の再構築に向けた第一歩となるように計画しました。

内 容 (案)

- 第一回 テーマ 向坂逸郎と岩井章
- 第二回 テーマ 「マルクス」生誕二〇〇年と『共産党宣言』
- 第三回 テーマ 向坂逸郎と『資本論』
- 第四回 テーマ 『三池の闘いと向坂教室』
- 第五回 テーマ 階級的労働運動の再構築

労働・社会科学学習会 呼びかけ人 代表 市原芳樹 事務局 山下俊幸

日 本 労 働 運 動 の 大 転 換

― 連合 19春闘構想について (一) ―

春闘・大転換

連合は「19春闘 基本構想」で、春闘方針を大転換した。

労働者の最大の関心事は、賃上げそして労働諸条件の向上だ。連合「19春季生活闘争 基本構想」に、ベアという言葉がない。そこには「2%程度を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度とする。」とあるにすぎぬ。

第二に、賃金の『「上げ幅」のみならず「賃金水準」追求』が強調されている。具体的には①中小組合・非正規労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」に資する社会的横断的な水準を設定する、②構成組織は、名目賃金の到達目標の実現と最低到達水準の確保、すなわち「賃金水準の追求」に取り組む、③それぞれの産業においてめざす賃金水準を設定し、自組織の中小組合・非正規労働者が働きの価値に見合った賃金水準の到達を追求しうる要求を設定する。

第三に、「生産性3原則に基づく労使の様々な取り組みを未だ届いていない組織内外に広く波及させていくためにも、春季生活闘争の構造の再構築に向けた検討に着手する」と、春闘の変質・大転換を宣言した。

『「上げ幅」のみならず』は、ベアを要求しないことであり、「賃金水準の追求」とは大労組は、中小労組・非正規労働者が「統一」してたたかえる要求を設定せよ、というに他ならない。したがって、要求は最低基準となる。

U Aゼンセンは先取り

連合方針を先取りし、「春季生活闘争の構造の再構築」の方向を示したのがU Aゼンセンの「基本方針―基本的考え方」だ。そこにはこうある。

「1、生産性向上に見合う実質賃金引き上げを定着させ、底上げ、格差是正を進める―日本経済全体の実質生産性向上に見合う実質賃金の引き上げを行うことが、公正な配分であり、内外需のバランスのとれた経済成長、デフレ脱却、賃金格差の是正につながる、さらなる生産性向上へのインセンティブを生み出すことになる。賃金引き上げを継続し、日本経済全体として生活向上に見合う賃金引き上げが定着するよう取り組む。」

要求は「生産性向上に見合った継続的な実質賃金の引き上げを進める」と①実質の生産性向上の伸び率、②消費者物価の伸び率を踏まえ、「2%基準」とする。この考え方からはベアの「概念」は出てこない。要求根拠は「実質生産性基準原理」とされる。具体的にはこうである。

「中期的に日本経済全体の実質生産性の伸び率にあわせて実質賃金を引き上げる。名目賃金の賃金水準引き上げ率の要求は、日本経済全体の実質生産性の伸び率に消費者物価の上昇率を加え、雇用情勢等を踏まえ調整し、決定する」

労働価値説を否定

「賃金は生産性向上への対価」とするこの考え方は資本の賃金論、いわゆる「生産性賃金論」である。日本の労働者は、「賃金は労働力の対価であり、生活必需品の価値、または必需品を生産するに要する労働の分量によって決定される」と闘いつづけてきた。さらに、「労働力の価値は、労働力を生産し、啓発し、維持し、永続させるに要する必需品の価値によって決定される」と。同時に、労働力の価値は生理的な要素と、伝統的な生活水準によって決定される、とも。

連合の新たな方針は階級的労働運動のアンチテーゼである労資協調組合の集大成としてつくられた。したがって、労働者、労働組合とのたたかいの世界観を全面的に書き変えようとしているのだ。以下、この数年の連合の動きと1974年以降の日経連、経団連の動向から考えて見る。

連合運動―ここ数年の傾向

神津連合会長は就任以来①5年連続して月例賃金改善できたことは今後につながる成果、②「底上げ・底支え」「格差是正」で中小と大手の賃上げ率の乖離を縮小できた、③四つのキーワード（持続性・月例賃金・広がり・底上げ）で社会全体に賃上げの気運を浸透していききたい、④四つのキーワードをさらに追求すると、オームのようにくり返しつつげた。14年の官製春闘から18年まで、平均年間賃金総額は25・4万円賃金が上がった。だが、物価上昇で実質賃金は上がっていないし、税などの社会的搾取の増加で可処分所得は減る一方である。

連合の賃金要求方針は個別賃金要求だ、絶対水準だ、平均要求だとわかりやすくされた。各組合の賃金要求はミニマム水準、到達水準、目標水準と、さらにわかりやすくされている。ここ五年の「連合白書」スローガンから、連合運動の傾向をみたい。

〈13年〉すべての労働者の処遇改善を追求し、「働くことを軸とする安心社会」を実現しよう―賃上げ・労働条件の改善で、デフレからの早期脱却を

〈14年〉今こそ賃上げ、デフレから脱却―すべての働く者の処遇を改善し、底上げ底支え・格差是正を実現しよう

〈15年〉賃上げで景気の底支えを！「休み方」「働き方」改革で長時間労働撲滅

〈16年〉すべての働く者の処遇改善！「底上げ・底支え」「格差是正」で経済の好循環実現！

〈17年〉「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲを実現しよう！長時間

労働撲滅でハッピーライフの実現を！

〔18春闘〕すべての労働者の立場にたつて働き方を見直そう！「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノコアゲ！

大きな傾向としてみえるのは①賃上げでデフレからの脱却と景気底上げ、②すべての働く仲間の処遇改善は「底上げ・底支え」「格差是正」、③クラシノコアゲ、長時間労働撲滅でハッピーライフ。この流れからは労働組合の主力であるいわゆる、「正社員」の賃上げの姿はみえない。正社員の賃金は高いのか。高くない低い。なのに、なぜ「大幅一律賃上げ」が消され、「水準」が強調されるのか。

19春闘は転換の初年度

連合会長の口ぐせは、「過去の常識で考えちゃダメ、悪しき常識にとらわれちゃダメ」。神津会長がいう「常識」とはなにか。

一、今はデフレの時代、かつてのようなインフレの時代ではない、
二、インフレの時代は前年賃上げプラスαでたかえたとれた。今は①前年度消費者物価上昇率、②生産性向上分、③生活向上分(ベア)の経済整合性論は通用しない。
三、一律ベア要求は大手と中小、正社員と不安定雇用労働者(非正規労働者群)の格差拡大の方向に作用する。

四、格差是正の観点から「大手追従・大手準拠」など発想を転換し、個人別賃金の社会水準確保と相場形成に重きをおく。

五、生産性向上に労資で協力しパイをふやし、その分配を求め、デフレ克服、経済好循環をつくるのが春闘の役割。ストライキで闘う時代ではない。

六、率や額といった数字で判断すべきではない。

連合結成は1989年、前身の全労連(民間連合)結成は1987年だから、2017年は連合にとり歴史的な年であった。さらに、春闘の「構造の再構築に向けた検討に着手する」2019年は連合結成30年でもある。これを労働運動の思想・歴史・要求の大転換といわずしてなんであるか。

これら発言は階級的労働運動(労働者階級の搾取からの解放を目的とする)を押しつぶした、生産性三原則にもとづく労働運動(「合理化」、生産性向上に労資が協力し資本主義社会の維持を目的とする)が確立した、連合の基礎はかたまったとのオゴリであった。19春闘は方針はその初年度である。

「生産性三原則」

古賀会長は2014年「15年版連合白書」巻頭言に「春闘方式の最大の特徴は、『生産性三原則』の考え方がベース」と書いた。2014年政労資会議は「生産性向上に継続してとりくむことを確認」を強調した。連合は階級的労働運動へのアンチ・テーゼとして政・労・官・資・国際組織ILOがつくった日本生産性本部が養成・育成した組合だ。

「16年版 連合白書」は、「生産性向上、企業の存続と雇用の安定にとりくむ。付加価値(パイ)を適正分配せよ」と、日本生産性本部の基本的考え方である「生産性

運動に関する三原則」を大きくのせた。

「(1)雇用の維持・拡大 生産性の向上は、究極において雇用を増大するものであるが、過渡的な過剰人員に対しては、国民経済的観点に立つて能う限り配置転換その他により、失業を防止するよう官民協力して適切な措置を講ずるものとする。

(2)労使の協力と協議 生産性向上のための具体的な方法については、各企業の実情に即し、労使が協力してこれを研究し、協議するものとする。

(3)成果の公正分配 生産性向上の諸成果は、経営者、労働者および消費者に、国民経済の実情に応じて公正に分配されるものとする。」(「16年版 連合白書」 11頁)。

「生産性三原則」のぎまん

「雇用の維持・拡大」がいわれる。しかし、「失業はなくさない」と書かれてはいない。「防止するよう官民協力して適切な措置を講ずる」とあるだけだ。「適切な措置」とは①退職勧奨、②希望退職、③配置転換等であり、今や「制度化」され、首切りとはみなされなくされた。

次に労使協議。目的は「生産性向上のための具体的方法」を、労資が協議する。「合理化」はどんどん進み、「過渡的な過剰人員」をつくるためのものとなる。

最後に成果の公正分配。ここでもいわれるのは国民経済の実情に応じて「公正に分配」というだけだ。だが「公正に」を判断するか。労組、それとも企業か。生産手配は資本家階級が持つ。したがって力は企業にある、企業の存続を第一におき、要求がささやかで、「ストライキで闘う時代ではない」とする労組は、お釈迦様の掌にある孫悟空でしかない。

資本の論理―価値増殖―を前提にあるのが生産性三原則に他ならぬ。生産性三原則を認め、これにもとづいた労働運動の展開は労働者を永久に賃金制度の枠内に閉じこめ、したがって賃金奴隷―長時間労働、精神疾患、過労死、自死、強権的労務管理等の企業はブラックから抜け出せないことは明かだ。

政・労・資・官一体で

安倍自民党内閣の「番頭」は独占資本の塊・日本経団連であることは日々の生活が明らかにしている。連合の「番頭」は日本生産性本部に他ならぬ。連合は毎日のように、中央・地方で生産性本部と会合し、「友愛」を暖める。旧総評系官公労を除く多くの民間労組は全労生(全国労働組合生産性会議)の傘下にある。だからであろう、「17年版 連合白書」は、いわずともいいことなのに、「今次闘争方針では『生産性三原則』に明示してはいないが」と、わざわざ「三原則」を強調し、「イノベーションを創り出せる『人材』なくして、日本の社会・経済の未来はない」(「17年版 連合白書」 16頁)と日本経団連に「賃上げに協力を」とエールを送る。

「18年版連合白書」でも「今こそ『生産性3原則』の意義を再確認しよう」と、生産性3原則の理念とは「生産性向上とそこから得られる成果の公正配分を実現するために徹底した協議を重ねる、緊張感と相互信頼にもとづく関係」(18日)と述べていた。

(つづく 滝野 忠)

ベーシックインカムは新特效薬か？

―反自民、反独占の勢力を結集するために―

党本部の偉い皆さんによると、野党共闘で「力強い所得再分配の政策」を出すことが最も必要になっているという。『週刊新社会』元旦号、1、2頁と特に3頁参照）
「問題が起きてでも不安を抱かせないで済む社会保障が今こそ必要」「古いモデルの殻を破り・・・」とも。

ベーシックインカム（BI）こそは、その新しい特效薬的政策だといったらしい。しかしBIは決して新しいものではない。18世紀末から英国の哲学者等が、成人への、あるいはすべての老若男女への現金給付を提唱してきた。ブルジョア経済学者や空想的社会主義者の提案もあるが、成功裡に実現したことはない。今世紀になって、04年にはブラジルで段階的導入を謳ったが、一時的な条件付き給付に終わった。

16年にはオランダがユトレヒトで社会保障受給者のみに試験導入した。

17年にはスイスで国家レベルの導入の可否が国民投票で否決された。

17年1月～18年12月までフィンランドが2000人の失業者に試験導入したものの、19年から予定されていた雇用者を含む規模を拡大した実験導入は中止された。（本誌18年10月15日号参照）

イタリアでは18年に発足した反緊縮財政政権がBIを掲げ、貧困ラインを下回る人々に生活保護として支給を開始したが、無条件・全員にはない。いつまで続くか？

いま安倍政権は「反緊縮財政」をとり続け、「財政赤字」を減らすどころか一般会計予算総額はついに100兆円を超える。62兆円の税収に対し年に40兆円も多く使い、子や孫たちに累増する借金の付けを回す。今年消費税率を引き上げても国債残高は膨張する。三菱を頂点とする独占資本の為に軍事費を大幅に増やし、5・3兆円超と5年連続で過去最大を更新する。公共事業費は7兆円規模で前年度比15・6%増だ。他方では社会保障費を削減し、生活保護費の引き下げも続ける。

社会保障が崩壊したり、らち外に置かれる人、派遣労働の解禁等によって非正規労働者や半失業者が増えているのは、反動化する独占資本とその政権によるものである。諸悪の根源は独占資本にあることを認識せねばならない。

わが党が提起してきたように、介護制度は保険ではなく公費（税金）でまかなうように改革すべきなのに、介護の費用は上がり、高い保険料を払い続けた人でも、介護を受けることができない。医療保険料も上がり、年金はどんどん引き下げられる。

所得再配分のために、税制をいかに改革すべきかを我々は明らかにしている通りであるが、自民政権はこれに真っ向から逆走している。

いま我々に必要なことは、社会保障諸制度の改悪に反対して、改善させることである。税制は、消費税の引き上げに反対して、大資本や大資本家にこそ十分な税を課すよう改善させることである。反自民・反独占の勢力を結集するためにはこのような政策と闘いこそが必要であって、BIのごとき政策を掲げることではない。

たびたび引用するように、マルクスは、『資本論』第1巻を著した8年ほど後に、

『ゴータ綱領批判』で次のように述べている。

「いつの時代にも消費手段の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない。しかし、生産諸条件の分配は、生産様式そのものの一特徴である。たとえば資本主義的生産様式は、物的生産条件が資本所有と土地所有というかたちで働かない者のあいだに分配されていて、これにたいして大衆はたんに人的生産条件すなわち労働力の所有者にすぎない、ということを生産の土台にしている。生産の諸要素がこのように分配されておれば、今日のような消費手段の分配がおのずから生じる。物的生産諸条件が労働者自身の共同的所有であるなら、同じように、今日とは違った消費手段の分配が生じる。俗流社会主義はブルジョア経済学者から（そして民主主義者の一部がついで俗流社会主義者から）、分配を生産様式から独立したものととして考察し、また扱い、したがって社会主義を主として分配を中心とするものであるように説明するやり方を、受けついでいる。真実の関係がとつきの昔に明らかにされているのに、なぜ逆もどりするのか？」（『マルクス・エンゲルス全集』第19巻22頁）

マルクスやエンゲルスやレーニンや向坂と対照的に、資本主義的蓄積の一般的法則とその歴史的傾向を理解できないか、軽視するものは、相変わらず「逆もどり」している。今日でも俗流社会主義者や社民主義者やブルジョア経済学者は、格差の拡大や貧困の深刻化を大いに強調はする。しかしそれは税制や福祉の改良で解決できるのかのように説いて、根本的なことには触れようとしない。

収奪者（独占資本）を収奪して、「物的生産諸条件が労働者自身の共同的所有」に変革されなくては、搾取はなくならないし、一方の極における際限のない富の蓄積と対極における窮乏の蓄積は止まらない、ということが理解できない。労働者階級の闘いが強くなる時、一時的に格差や貧困等を多少是正することはできても、その闘いが弱まると、たちまちむき出しの資本主義が現れること、ある時期にある程度の社会保障諸制度が勝ち取られても、次の瞬間には改悪されたり、潰されることも理解できない。

今日の福祉諸制度が十分機能しないからといって、何か気の利いた用語（新提案）を持ち出せば解決するかのように幻想する。BIなどがいまさら特効薬のごとく提起される。しかしすでに橋下や小池などの極右政党が提起しており、自民党政権がBIを利用できるかどうかの瀬踏みは、独占資本の為になるか、これによって年金や生活保護や失業給付等をなくし、賃金切り下げや、公務員削減に活用できるかによっている。

民衆の為になるようなBIが実現できるときは、収奪者を収奪できる時である。

マルクスが『資本論』を書いた時代にまだ独占資本は成立していなかったが、第3巻第27章「資本主義的生産における信用の役割」III株式会社形成の中で独占が生まれることを明らかにしている。编者エンゲルスはこのページに「…イギリスでは競争が独占によって代わられ、そして全社会による、国民による、将来の収奪のために、もっとも喜ばしく準備がなされてある」（岩波文庫版⑦178頁）と註を書いている。諸悪の根源は独占資本にある。これを孤立化させ、やがて全社会によって収奪せねばならないという目標を見失わずに明確に持つことである。（原野人）

変形労働時間制の導入を阻止

―変形労働時間制は長時間労働を助長する―

文科省は、教職員の労働時間を年単位で管理する「変形労働時間制」の導入を画策している。変形労働時間制は労働基準法に基づき、労働時間が上限の10時間となる月や、逆に6時間に短縮される月もあるというものだ。導入するためには給特法の改正が必要となる。4%の教職調整額を支払う代わりに残業代は払わないとする規定は改正しないようだ。

これでは給特法の改悪でしかない。残業代を支払うことから勤務時間の管理が行われ、労使双方の残業に対する意識が変わっていくのだ。文科省は、約1兆円とも言われる残業代不払いを継続するために、自民党の教育再生実行本部の提言に基づいて、1年単位の変形労働時間制を導入しようとしている。

1年単位の変形労働時間制とは、閑散期の労働時間を短くし、繁忙期の労働時間を長くしようというものだ。繁忙期には1日10時間（上限）働き、閑散期は1日6時間でよい。つまり、繁忙期は午後7時まで、閑散期は午後3時まで。あれあれっ、午後3時に仕事が終わるなどということがありえますか。

夏休みなら仕事がないだろうと世間の人は考えているかも知れない。2006年の教員勤務実態調査では夏休み中の勤務時間を調べている。小学校は8時間7分、中学校は8時間28分と、7時間45分を超えて時間外の仕事をしているのだ。つまり、学校現場では8月にも残業があり、それ以外の月は過労死ラインを超える業務が続くのだ。

その上、1日10時間労働が法的に認められたら、長時間労働是正の問題意識が薄れ、健康破壊や過労死を助長することになるだろう。

人を増やし、一人当たりの仕事を減らすこと。給特法を廃止して残業代を支払うこと。そのための勤務時間管理を適正に行うこと。勤務時間に上限規制を設けることなどの実現をめざし、変形労働時間制の導入を阻止し、給特法の廃止を勝ち取ろう。

（伊藤 光隆）

消費がふえない本当のわけ

―要求し、闘わなければ賃金は上がらない―

政府は「景気拡大は58ヶ月（2012年12月～2018年12月）になり、いざなぎ景気（1965年11月～1970年7月）の57ヶ月を超えた」と宣伝する。さらに有効求人倍率（ハローワークに申し込んだ休職者1人あたりの求人数）は1・63倍で「1974年1月（1・64倍）以来の高水準」、完全失業率は2・5%（完全失業者数は73万人）で「完全雇用の状態」とも。そして「少子化だ、労働力不足だ」と、50万人の労働力の輸入を決めた。

ちよつと待ってくれたまえ、資本は儲けに儲けた。企業は売上を6・1%のばし、経常利益は11・4%ふやした。内部留保金はふえつづけ446・5兆円と、国内の富の1年分の生産高と肩を並べるまでになった。この背景にあるのが株高（2012年12月26日の1万230円から2万4270円（2018年10月2日）、円安（1ドル＝85円台から1ドル＝112円台）。さらには「働き方」を名目に、労働の密度が高められ不払い労働部分がふえ続けていることにある。労働分配率の低下がそれである。

労働賃金は減り続ける。実質賃金は厚労省調査でも2015年比で17年には4・1%も低く、07年比では7・7%も低くなっていることを示す。官製春闘で「賃金は上がった」と政府・財界は宣伝する。労組は労組で「がんばった結果」と組合員をだまからかす。定昇ふくめ2%前後の賃上げが本当に賃上げといえるのか。物価はマイナスからプラスに転じた。さらにふえ続けるのが追加搾取のものすこさである。

賃金実態調査にもとづく要求づくりは、一部組合を除き姿を消した。32歳鉄道運転士の賃金総額は①基本給19万9500円、②手当8万2326円の28万1826円だが、これから追加搾取がある。社会保険という①健康保険料1万3299円、②厚生年金掛け金2万3790円、③雇用保険料845円、さらに、④所得税6330円、住民税1万1100円など合計5万5364円がさっぴかれ、支給手取り額(可処分所得)は22万6462円となる。

政府は不安をあおる、保険というムダな費用はふえるばかり、そんな中でも貯金が強制される。こうして、可処分所得はさらに減っていく。

連合総研(労働組合連合の研究機関)が発行する雑誌『DIO』11・12月合併号は「働き方の多様化と公正な分配―第31回連合総研フォーラム」を報告する。そのなかで、吉川洋氏(東大名誉教授)は、「日本がなぜデフレに陥ったのか。戦後、先進国の中でデフレに陥った国はほとんどないのに、なぜ日本だけが陥ったのか。その答えは賃金の動向にある。名目賃金が上がらない、ややもすると下がるということこそが、日本のデフレの最大の課題」。安倍内閣の6年間で「消費が2・8%しか伸びていない」と、「賃金が正当に報酬として支払われる社会にならないといけない」と強調する。さらにおもしろくばかげた主張はこうである。

「労働市場のきつさを示す指標として、例えば失業率を考えると、何十年ぶりの失業率の低さ、有効求人倍率の高さです。売り手市場というんでしょうか。それでもなぜ賃金は上がらないのか。私たちはビッククエスチョンの前にいる」

労働力不足があるのに、労働力の価値の価格である賃金が上がらないのは、なぜか、「ビッククエスチョン」と首をかき上げてみせる。吉川氏は資本がもうかれば労働者の賃金も上がるといふ資本の論理に立つ人である。資本の論理がどんなものであるかはゴーン君がわかりやすくはつきりと示してくれた。

なぜ賃金があがらないか、わけはかんたん、労働組合が要求を自粛し、労働者が資本の思想攻撃(デフレもその一つ)で貧乏にならされてしまったからである。

(伊勢 太郎)

◇ 読者からのおたより ◇

大阪府警は憲法守れ！ 連帯ユニオン関西支部反弾圧元旦デモに200人 不当弾圧と闘う連帯ユニオン関西地区生コン支部に連帯して、仲間の不当拘留を続ける大阪府警への抗議集会と府警本部を一周する抗議デモが、労働組合つづしの大弾圧を許さない実行委員会主催で実施された。

元旦午前10時から200人の労働者・市民が大阪城野外公園教育塔前に集まり、出発集会では関西支部坂田委員長代行が「安心できる良質の生コンの営業活動をして、安全点検をするのが何が犯罪か。正当な組合活動、憲法を守っているのが私たちだ。既に5ヶ月も拘留されている仲間がいるが1日も早い奪還を」と弾圧の不当性とさらなる共闘強化を訴えた。府警本部をデモ一周してまとめの集会では1月12日からの府警抗議行動等を提起。最後に全員で、大阪府警のビルに向かってシュプレヒコール、不当拘留されている仲間へ届いたことだろう。(かんまま勝手連・滋賀 稲村守)

調布護憲塾 昨年3月より月1回調布護憲塾を開催しています。4月の市議選にさかきばら登志子必勝の取り組みも続けています。

(東京 庄司友芳)

芭蕉考 私は文学には縁もゆかりもありませんが、江戸時代の松尾芭蕉の『奥の細道』にはいつも感嘆しています。勝手に「那須の黒羽」の一部を短縮・アレンジしました。封建時代(江戸時代)における人間性が象徴されるところが何より感激します。

農民の家に一夜を借りて、翌朝また同行の曾良と野中をゆく。草を刈っている農夫と野飼の馬がいて、行き先を尋ねると、「この辺りは縦横に分かれ、初めての旅人は道を間違えるので、この馬をお貸しするので、里に着いたらお返し下さい。」農夫は情け知らずではなかった。女の子と男の子が馬を慕って一緒に走ってくれた。やがて里に着き馬の鞍つぼに「お礼の価」を入れると、馬と共に戻ってきた。(ポプラ社「鉛筆で奥の細道」から引用)

「奥の細道」は俳人芭蕉が紀行のみにとらわれず、同時に人間社会のやさしさを自らの思想として披瀝していると思います。

(長野 市川友也)

年越し蕎麦 夫が 本日 泊まり勤務なので 1日早い年越し蕎麦を、開店前から行列の出来る評判のお店『ささい』へ行ってきました。

* 蕎麦手繰り 語らふ種は尽きなくて 来る春の福 ころに願ふ

* つつがなく 暮らせる事は ありがたく 祥(さいわい) があると 祈りの中に

* 大晦日一人で過ごす 番組の 孤独のグルメ 腹の虫鳴り (東京 兼子千栄子)

歴史を語り伝えます 昨年、北見市史編さん室のご支援を得て、「常紋トンネルでなぜ労働者は死んだか」、「石北本線存続を求める住民運動」の二編を著しました。故小池喜孝氏は、「常紋トンネル」の中で、監獄部屋を支えた三種の構造(前借金による周旋・拘禁労働・重層的下請)を厳しく指摘しました。しかし、一九八五年労働者派遣法が制定され、再びその構造が息を吹き返しました。

その結果、一四二万人の派遣労働者が結婚できない低賃金を強いられ、被解雇者の中には、路上生活を余儀なくされている人も少なくありません。前者ではこれらを記述しました。今回、入国管理法が改正され、これと同様の構造の中で、大量の外国人労働者が雇用されることになりました。

日本人、外国人を問わず、人権を無視した環境で、労働者が酷使されることのないよう、厳しい目を注ぐ必要があります。ささやかでも、広く監獄部屋の歴史を語り伝えます。(北海道 中川功)

青年を入隊させる改憲 安倍内閣の9条の1項、2項をそのままにしておいて、9条の2に自衛隊を追加するというのは、あつてはならない提案だ。憲法9条が改正されたら、その先にあるのは自衛隊が憲法のお墨付きを得て、世界中に派兵を展開し、戦争をするということだからです。そうなる、自衛隊には国際法上という軍事法廷がないという欠陥が明らかになります。従って、次には憲法76条の2(特別裁判所の設置禁止)を改定し、軍事裁判所を設置するという話しになってくるでしょう。2012年の自民党憲法草案の9条の2には、国防軍を保持し、そこに審判所を置く、と書いてあります。

自衛隊の隊員数は、第二次安倍内閣発足後から減り続けています。誰もが死ぬのは嫌だというのが本音でしょう。戦争する大義があるかないかという理屈は抜きにして、死を突きつけられる自衛隊員の人数が増える保証はありません。

貧困と格差の社会の中で、貧困の固定化をつくりだし、その層から自衛隊員を充足させる狙いも考えられます。従って、積極的に憲法を生活の中に活かし、平和を維持することが今、問われています。

(新潟県三条 相田邦夫)

空想的社会主義 現在、新自由主義の日本は、経団連・自民党が、立法・司法・行政の三権と、第四の権力と言われるマスコミも支配する、独裁国家になったと思います。

「ベーシック・インカム」などという、ロバート・オーエンなみの空想的社会主義まで出てきました。小生九二歳八か月の老医ですが知る人ぞ知る特技を持っているので。新社会党愛媛県本部執行委員長として健闘を続けます。

(愛媛 眞鍋知巳)